## 松浦市監査委員公表第2号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月26日

松浦市監査委員 丸田 久永 松浦市監査委員 鈴立 靖幸

# 措置状況(令和4年度後期)

指摘事項等	講じた措置
1. 使用料・手数料の収入に関すること 【指摘事項】 行政財産目的外使用料において、許可をしていない翌年度の使 用料を収入しているものがあった。(地域経済活性課)	指摘につきましては、令和4年度分から許可をしていない翌年度 分の徴収とならないよう取り扱いを改めました。
2. 旅費に関すること 【指摘事項】	
ア 各種委員の費用弁償及び実費弁償において、算定を誤っているものがあった。(文化財課)	ご指摘の件につきまして、戻入及び追給処理を行いました。指摘を受け、文化財課内で再発防止に向け協議を行い、今後は複数の職員でチェックを行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底します。
イ 私用車の旅行使用承認を受けている会計年度任用職員の費用弁償において、算定を誤っているものがあった。 (教育総務課・生涯学習課)	(教育総務課) ご指摘のことにつきましては、1km未満の距離を切捨処理にしていなかったことによる過払いで、差額の返金を行い、現在は適正な処理を行っております。今後も通知(平成22年3月15日付け22松総第81号)に基づき適正な事務処理を行うように周知徹底を行いました。
	(生涯学習課) 過支給分については、令和4年11月15日に返金していただいて おります。今後、複数人による検算を徹底するよう職員に指導い たしました。
ウ 費用弁償を支給していないものがあった。 (地域経済活性課)	指摘の令和3年度の第1回中小企業振興会議に伴う費用弁償の支給漏れについては、令和4年度の第1回中小企業振興会議分も支給漏れがあったため、併せて、令和5年3月30日に支払処理を行いました。今後は同様な指摘を受けないよう適正な処理を行います。
エ 会計年度任用職員の市内出張旅費を費用弁償ではなく普通 旅費で支出しているものがあった。(鷹島支所)	ご指摘の件につきましては、松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条の規定に基づき、今後は適正な事務処理を行います。
オ 年度をまたぐ用務に係る旅費の支給において、会計年度ごと に分けず、あわせて支出しているものがあった。 (消防本部及び消防署)	指摘があった「会計年度ごとに分けず、あわせて支出しているもの」につきましては、市内出張(出張所への補勤)で朝から翌朝までの勤務のため、その出勤日が年度内3月31日、非番日が翌年度4月1日となる支給についての指摘であると思います。2日間が一連の勤務となりますので、一会計年度で支出しておりました。今後は、確実に分けて支出をするよう周知徹底を行いました。
カ 私用車の旅行使用承認を受けている会計年度任用職員の費用弁償において、松浦市職員及び松浦市立学校県費負担教職員の私用車の使用に関する規則第6条で「私用車の使用区域は、松浦市内に限るものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。」と定められているが、市長の決裁を受けず、市外で使用しているものがあった。(教育総務課)	ご指摘のことにつきましては、決裁を受けることを失念しておりました。現在は決裁を受けて使用しております。今後も規則第6条に基づいた適正な処理を行うように周知徹底を行いました。
キ 資金前渡で支出した市外在住者の実費弁償において、精算の際、旅行諸費支出の根拠となる「終日に及んだ場合」の出発・ 帰着時間の確認がないものがあった。松浦市実費弁償条例第3 条の規定に基づき適正に処理されたい。(地域経済活性課)	指摘の出張命令書については出発・帰着時間を追記いたしました。今後は松浦市実費弁償条例等を確認し、適正な処理を行います。
ク 前回の定期監査において、出張命令書の決裁欄に「教育総務課」の欄があるが決裁上必要ないため削除されたいと指摘をし、措置報告において削除した様式を今後使用する旨の報告を受けていたが、削除されていない様式を使用しているものがあった。(生涯学習課)	誤って「教育総務課長」の欄を削除していない様式データをコピーして使用しておりました。保有する当該データの修正を指示し、今後、正しい様式を使用するよう職員に指導いたしました。

ご指摘の件につきまして、請求者の印で訂正を行いました。 今後は適正な事務処理を行います。

ケ 出張命令書の請求書欄を請求者以外の印で訂正しているも のがあった。(文化財課)

#### 【指導事項】

ア 実費弁償の支払いにおいて、松浦市実費弁償条例第1条の 規定の記載がないもの及び適用号数が誤っているものがあった。 (文化財課)

イ 所属長の日帰り出張における出発・帰着時間の確認を、課長 補佐以外のものが行っていた。

(地域経済活性課・生涯学習課)

ご指摘の件につきまして、松浦市実費弁償条例第1条の規定の 記載及び適用号数の訂正を行いました。今後は適正な事務処理 を行います。

#### (地域経済活性課)

指摘の出張命令書については、あやまって主幹による確認を 行っておりました。所属長の日帰り出張における出発・帰着時間 の確認者は、課長補佐であることを改めて課内全員で確認しまし た。今後は適正な処理を行います。

#### (生涯学習課)

誤って課長が自らの出発・帰着時間の確認印を押印しておりました。今後、当該確認は課長補佐が行うよう職員に指導いたしました。

ウ 旅費の調整をしたもので、備考欄に根拠規定(松浦市職員等 の旅費に関する条例第26条第1項)の記載がないものがあった。 (地域経済活性課・消防本部及び消防署)

#### (地域経済活性課)

指摘の出張命令書については、備考欄に根拠規定を記載しました。 今後は適正な事務処理を行うよう努めます。

#### (消防本部及び消防署)

指摘があった旅費の調整時の備考欄につきましては、備考欄に 根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第26条第1項)を 追記しました。 今後は根拠規定を確実に記載するよう周知徹底を 行いました。

エ 打切り旅費を適用したもので、備考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第29条)の記載がないものがあった。 (消防本部及び消防署)

指摘があった打ち切り旅費を適用した備考欄につきましては、備 考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第29条)を 追記しました。今後は根拠規定を確実に記載するよう周知徹底を 行いました。

オ 支出処理する状態の命令書(請求額、押印、出発帰着時間 記入等)の写しをファイリングしていないものがあった。会計事務 の手引きに基づき適正に処理されたい。

(地域経済活性課・生涯学習課・文化財課・農業委員会事務局)

#### (地域経済活性課)

支出処理する状態の命令書の写しを取らずに、支出伝票に添付し会計課へ提出しておりました。職員には会計事務の手引きを確認し、適正に処理するよう指導を行いました。支出処理の際のチェックを複数で行ってまいります。

### (生涯学習課)

今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

## (文化財課)

ご指摘の件につきまして、支出処理する状態の命令書の写しを ファイリングいたしました。今後は会計事務の手引きに基づき適正 に処理を行います。

## (農業委員会事務局)

ご指摘の件については、写しをファイリング処理いたしました。今後はこのようなことがないように十分注意いたします。

#### 3. 補助金に関すること

## 【指摘事項】

イ 補助金の交付決定において、専決者の決裁を受けていない ものがあった。

(地域経済活性課・教育総務課・教育委員会福島分室)

## (地域経済活性課)

指摘の交付決定については、松浦市事務決裁規程に基づいた 処理を行うよう職員に周知いたしました。今後は適正な事務処理 を行います。

## (教育総務課・教育委員会福島分室)

ご指摘のことにつきましては、決裁区分を誤認しておりました。 今後は松浦市事務決裁規程を遵守し、適正に事務処理を行うように周知徹底を行いました。

#### 【指導事項】

ア 補助金の確定通知の決裁において、簡易決裁により処理を 行っているものがあった。補助金等の額の確定は、補助事業等の 成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に 適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合の 通知となる。松浦市文書管理規程第16条第2項で、事案が簡易 又は定例のものについては、起案用紙を用いずに処理すること ができると規定されているが、額の確定は簡易又は定例のものと は言い難いことから、起案用紙を用いて決裁を受けられたい。 (生涯学習課)

ご指導に基づき、今後、起案用紙を用いて決裁を受けるよう職員に指導いたしました。

イ 申請者に渡すべき交付決定通知書及び確定通知書の原本 がファイリングされ保管されていた。松浦市補助金等交付規則第 7条及び第14条に基づき適正に処理されたい。

(地域経済活性課・生涯学習課)

ウ 交付申請において、規則等で定められた様式と異なるものが あった。申請書受理の際は内容を確認のうえ受理されたい。 (地域経済活性課・生涯学習課・文化財課・消防本部及び消防 署)

エ 変更交付申請書に添付された事業計画書が当初の交付申 請書に添付された事業計画書と内容が同じで、変更理由の記載 がないものがあった。(地域経済活性課)

オ 松浦市創業者支援事業補助金交付要綱において、変更交 付申請があった場合の規定がないため、松浦市補助金等交付規

則により変更交付申請の手続きを取るべきと考えるが、同要綱の

交付申請を変更に変えたもので変更交付申請を受理しているも

カ 実績報告書の提出がないものがあった。 (地域経済活性課)

のがあった。(地域経済活性課)

の上限が100万円と定められているが、実績書の補助金支出表 に記載の補助金額合計が100万円を超えているものがあった。 (地域経済活性課)

【検討事項】

小企業等経営改善資金松浦市利子補給費補助金交付要綱第5 条において「対象期間歴年の上半期、下半期各末日をもって締 めた年2回、それぞれ7月末日、翌年1月末日までに本市内の商 工会議所又は商工会(以下「会議所等」という)を通じ交付申請す るものとする」と定められているが、様式第1号(第5条関係)文中 に「上半期における」と明記されており、下半期の交付申請に対 応できる様式となっていない。また、様式第2号(第5条関係)にお いて、定められた様式の内容と一部異なる内容のものが提出され ている。以上の2点において、様式等の見直しが必要と思われる ため検討されたい。(地域経済活性課)

4.修繕料・委託料・使用料及び手数料の随意契約に関すること 【指摘事項】

ア 契約事務に係る決裁において、専決者の決裁を受けていな いものがあった。松浦市事務決裁規程に基づき処理されたい。 (地域経済活性課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

#### (地域経済活性課)

今後は、松浦市補助金等交付規則第7条及び第14条に基づき 適正に処理いたします。

## (生涯学習課)

両通知書につきましては、申請者に交付いたしました。今後、補 助金等交付規則に基づき、両通知書は申請者に交付するよう職 員に指導いたしました。

#### (地域経済活性課)

指摘の交付申請については、今後、規則等で定められた様式に よる申請を受理するよう、内容等の確認を複数で行います。

### (生涯学習課)

様式番号等が欠落した様式で提出されたものを受理しておりまし た。今後、規則等で定められた様式であるかの確認を徹底するよ う職員に指導いたしました。

#### (文化財課)

ご指摘の件につきまして、規則で定められた様式で申請書を提 出させることといたします。また、申請書受理の際は適正な事務 処理を行います。

#### (消防本部及び消防署)

指摘があった補助金関係の様式につきましては、申請書受理の 折に、規則等で定められた様式かを確認し、処理をするよう周知 徹底を行いました。

変更理由に関しては、聞き取りを行っていたが、変更交付申請手 続き資料に記載がなかったため、追記を行いました

令和4年度につきましは、変更交付申請書類に変更理由の記 載があることの確認を徹底し、適正な処理を行いました

また、令和5年度以降につきましては、松浦市創業者支援事業 補助金交付要綱を見直し、変更に対する条項の追加と関係書類 に理由書を添付するように様式「変更承認申請書」を追加し、変 更理由の記載漏れがなくなるよう要綱を改正しました。

令和4年度の変更交付申請については、松浦市補助金等交付 規則による手続きを行いました。

また、令和5年度以降については、変更交付申請について、松 浦市創業者支援事業補助金交付要綱による手続きが行えるよ う、同要綱を改正しました。

松浦市補助金等交付規則による手続きを行いました。今後は、同 規則に基づき、適性な事務処理を行います。

キ 松浦市ものづくりステップアップ応援補助金において、補助額 申請者から実績書の補助支出表の修正したものを受理しました。 令和4年度分は、実績書も含め、手続書類の記載漏れや誤字 等がないよう課内でもチェックを徹底し、適正に処理を行いまし た。今後は、同様の指摘を受けないよう適性や事務処理を行いま す。

> 様式第1号については、小企業等経営改善資金松浦市利子補 給費補助金交付要綱を見直し、下半期の交付申請にも対応でき るよう様式第1号を改正いたしました。

> 様式第2号については、令和4年度分は、松浦商工会議所に要 綱に定めてある様式の提出を求め、適正な処理を行いました 今後は、定められた様式の活用を徹底し、適正な処理を行いま

## (地域経済活性課)

指摘の専決者の決裁については、今後、松浦市事務決裁規定に 基づいた適正な処理を行います。

#### (生涯学習課)

今後、事務決裁規程に基づき適正に処理するよう職員に指導い たしました。

#### (教育委員会福島分室)

、指摘のことにつきましては、専決者までの決裁を受けました。今 後は松浦市事務決裁規程を遵守し、適正に事務処理を行うよう に周知徹底を行いました。

イ 一体性があると考えられる修繕において、合理的な理由がな く、分割して随意契約により発注したと思われるものがあった (地域経済活性課・教育総務課・生涯学習課・教育委員会鷹島分) られる事業は、一括発注するよう適正な処理を行います。 室)

#### (地域経済活性課)

今後は、事業全体を精査し、合理的な理由で一体性があると考え

#### (教育総務課)

ご指摘のことにつきましては、契約事務の処理を誤っておりまし た。今後は、法令及び松浦市財務規則に基づき、適正な処理を 行うように周知徹底を行いました。

#### (生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

星鹿地域運動場の真砂土入替につきましては、運動場全面が使 用できなくことを避けるため、施工場所を分割し、施工時期をずら して施工するよう計画しておりましたが、諸要因により、結果的に 同時期での施工となりました。今後、長期的な工期にするなど実 施方法を再検討し、経費の削減に努めます。

鷹島総合運動公園トイレの修繕3件につきましては、それぞれに 見積依頼を行い、それぞれに発注をしましたが、ご指摘を受け確 認したところ、一括して入札に付し、発注すべきものでした。今 後、実施方法を再検討し、経費の削減に努めます。

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用し た随意契約を締結する場合は、財務規則第86条第2項の規定に 基づき、契約の発注見通し及び契約の締結状況について公表す ることとなっているが、公表されていなかった。

(生涯学習課・福島支所・鷹島支所)

### (生涯学習課)

当該公表についての認識がなく、公表しておりませんでした。令 和4年度分の契約の締結状況を市ホームページにて公表いたし ました。令和5年度以降につきましては、会計課、福島支所、鷹島 支所及び当課に係る当該公表を会計課においてとりまとめ、市 ホームページにて公表することといたしました。

## (福島支所・鷹島支所)

ご指摘の件につきましては、松浦市ホームページにて公表いたし ました。今後は同様の指摘を受けることがないよう適正な処理を 行います。

エ 長期継続契約における実施何等の決裁者を契約期間総額で (教育総務課) はなく、単年度総額で判断しているものがあった

(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

ご指摘のことにつきましては、契約期間総額での決裁区分を単年 と誤認しておりました。今後は松浦市事務決裁規程を遵守し、適 正に事務処理を行うように周知徹底を行いました。

(生涯学習課・教育委員会福島分室)

今後、契約期間総額で判断するよう職員に指導いたしました。

オ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わ せが、年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行 為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積 合わせは支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれ ると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を 行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう 処理されたい。

(地域経済活性課・教育総務課)

## (地域経済活性課)

見積執行日を3月31日としているものがありました。 見積合わせは 支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれることを職 員に周知し、令和5年度において同様の誤りがないよう指導しまし た。チェック体制も強化し、適正な処理を行います。

#### (教育総務課)

ご指摘のことにつきましては、新年度の初日から開始される業務 委託の一部について、見積合わせを年度開始前に行うことができ ると誤認しておりました。今後は、通知(平成24年3月15日付け2 4松会第82号)に基づき適正な処理を行うように周知徹底を行い ました。

カ 予定価格を定めていないものがあった。松浦市財務規則第8 6条第3項で「随意契約を締結しようとするときは、第78条の規定 島分室) に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されており、予定 価格については事前に定められたい。なお委託料においては、

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、 作成を省略することができると会計事務の手引きで規定されてい ることから、各規定に基づき適正に処理されたい。

(教育総務課・学校教育課・教育委員会福島分室・教育委員会鷹

ご指摘のことにつきましては、契約事務の処理を誤っておりまし た。また、予定価格調書の作成を省略できる委託料の範囲及び 実施伺いに記載が必要なことも併せて確認し、財務規則及び会 実施伺に見積予定価格を併記することで正式な予定価格調書の「計事務の手引きに基づき適正に処理を行うように周知徹底を行 いました。

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室・ 教育委員会鷹島分室)

(生涯学習課)

予定価格を定めていない委託料に係る随意契約につきまして は、実施伺に見積予定価格を追記いたしました。今後、財務規則 及び会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導 いたしました。

キ インバウンド向け「アジフライの聖地松浦」プロモーション動画 制作業務委託において、契約方法を「地方自治法施行令第167 条第1項による指名競争入札」とし、決裁を受けているにもかかわ らず、指名競争入札に付することなく3者から見積りを徴取し、見 積合わせにより業者を決定し契約締結を行っていた。 (地域経済活性課)

同業務委託については、「地方自治法施行令第167条第1項に よる指名競争入札とする」ではなく、正しくは「地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする」と記載す るべきものでした。今後は法令等を理解し、適正な処理を行いま

ク 委託業務の見積結果報告において、決定金額が見積予定価 格を上回っているものがあった。(教育総務課)

ご指摘のことにつきましては、見積予定価格の記載誤りであり、確 認後修正を行いました。今後は適正な処理を行うように周知徹底 いたしました。

ケ 修繕契約及び委託契約において、契約書に支払期限を40日 としているものがあったが、政府契約の支払遅延防止等に関する 指摘の契約について、今後、修繕契約及び委託契約においての 法律第6条において「相手方から適法な支払請求を受けた日から 工事代金については40日、その他の給付に対する対価について は30日以内の日としなければならない。」と定められている。ま た、検査の時期について、14日以内としているものがあったが、 同法第5条において、相手方から給付を終了した旨の通知を受 けた日から工事については14日、その他の給付については10日 以内の日としなければならないと定められている。法令に基づき 処理されたい。

(地域経済活性課)

支払の時期や検査の時期が法令に基づいたもので契約を締結 し、適正な処理を行います。

(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育 委員会鷹島分室)

(教育総務課・学校教育課・教育委員会鷹島分室)

ご指摘のことにつきましては、修繕について工事と同じ検査時期 支払期限として契約しておりました。修繕契約については、今後 検査を10日以内、支払いを30日以内として契約を行い、それに 基づいた事務処理を行うよう改めることとしました。

(生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

給付の対価の支払期限及び検査の時期につきまして、修繕及び 委託の場合と工事の場合とを混同して作成した契約書(請書)に より契約を締結しておりました。今後、法に基づき適正に処理する よう職員に指導いたしました。

コ 請負契約書及び土地賃貸借契約書には、印紙税法の規定に 基づき収入印紙の貼付が義務付けられているが、貼付がないも のがあった。

(地域経済活性課)

指摘の収入印紙の添付については、契約相手方に貼付してい ただきました。今後、印紙税法の規定に基づいた収入印紙の貼 付を徹底し、適正な事務処理を行います。

(地域経済活性課・福島支所・生涯学習課・教育委員会鷹島分 室)

(福島支所)

指摘の件につきましては、法令に従い契約相手方に貼付をして いただきました。今後はこのような指摘を受けることがないよう適正 な処理を行います。

(生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

土地賃貸借契約書に収入印紙の貼付がなかったので、契約の相 手方に貼付していただきました。今後、法に基づき適正に処理す るよう職員に指導いたしました。

サ 委託業務における契約書において、契約保証金欄に「無」と 記載されているものがあった。松浦市財務規則第91条第1項た だし書きにおいて「次の各号のいずれかに該当する場合は、全部 又は一部を納めさせないことができる。」と規定されており、第1号 から第8号に該当する場合は「免除」することはできるが、根拠なく 「無」とすることはできない。規定に基づき適正に処理されたい。 (生涯学習課)

誤って契約書の契約保証金欄に「無」と記載しておりました。今後 財務規則に基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

シ プレミアム付商品券事業預り金(換金資金)において、委託料 で支出しており、金額の変更の際には変更契約が必要であるが、 変更契約をしていないものがあった。 (地域経済活性課)

令和4年度もプレミアム付き商品券を実施しており、金額の変更が あったため、変更契約を行いました。今後は、同様の指摘を受け ることがないよう適正な事務処理を行います。

ス 印刷機の再リース契約において、予算議決前に仮申し込み 伺を起案し、予算議決後に適正な事務手続きを取らず、契約締 結をしているものがあった。(生涯学習課)

今後、仮申込をした場合には、予算議決後に正式な実施伺を起 案するよう職員に指導いたしました。

#### 【指導事項】

ア 修繕伺において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2 ┃地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約 号を適用し随意契約をしているもので、1者随意契約の理由に 「熟知している、精通している」と記載しているものがあった。「熟 知・精通」であることは、業者を選定する一般的、原則的な基準で あり、2号を適用する理由として客観性、妥当性に欠けることから、 当該業務を履行することができるものが1者しかいないことを明ら かにする理由を具体的に記載されたい。(地域経済活性課)

するもので、1者随意契約をするものについては、1者随意契約の 具体的な理由を記載するよう職員に指導しました。今後は関係法 令等を確認し、適正な契約事務を行います。

イ 修繕伺において、記載誤りにより配当予算残額が執行予定額 指摘の修繕伺については、今後は記載誤りがないよう複数チェッ を下回っているにもかかわらず決裁を受け、修繕を実施してい た。(地域経済活性課)

クを行い、適正な事務処理を行います。

ウ 修繕伺において、執行確定額を訂正印で訂正しているものが ┃指摘の修繕伺について、今後は、執行確定額は訂正せずに、差 あった。(地域経済活性課)

し替えを行い適正な事務処理を行います。

エ 修繕にかかる工程表、監督職員決定通知、現場代理人決定 (地域経済活性課) 通知がないものがあった。 会計事務の手引きに基づき処理された 指摘の工程表、監督職員決定通知、現場代理人決定通知につ い。(地域経済活性課・教育委員会福島分室)

いて、今後、会計事務の手引きに基づいた処理を徹底します。

#### (教育委員会福島分室)

今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指 導いたしました。

オ 業務委託契約及び賃貸借契約の事務手続きにおいて実施 伺がないものがあった。

(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

(教育総務課・教育委員会福島分室)

ご指摘のことにつきましては、実施伺を作成するように周知徹底 いたしました。

#### (生涯学習課)

今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指 導いたしました。

カ 実施伺において、契約方法の記載がないものがあった。 (消防本部及び消防署)

指摘があった1者(特命)随意契約を行う場合につきましては、財 務規則上の根拠規定を記載しました。今後は、1人の者から見積 書を徴することをもって足りるものとする旨を記載するよう周知徹 底を行いました。

キ 実施伺において、適用条項の記載がないもの、契約の理由 が記載されていないものがあった。

(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課)

#### (地域経済活性課)

指摘を受けた実施伺については、適用条項を記載し、契約の理 由を記載しました。今後はチェック体制を強化し、適正な事務処 理を行います。

## (教育総務課・学校教育課)

ご指摘のことにつきましては、適用条項、契約の理由を追記いた しました。今後は適正な事務処理を行うように周知徹底いたしまし た。

ク 1者(特命)随意契約を行う場合において、1人の者から見積 書を徴することをもって 足りるものとする財務規則上の根拠規定 の記載がないものがあった。

(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育 委員会福島分室・消防本部及び消防署)

#### (地域経済活性課)

指摘のあった随意契約において、選定理由に財務規則上の根拠 規定を記載しました。今後は適正な事務処理を行います。

#### (教育総務課・学校教育課・教育委員会福島分室)

ご指摘のことにつきましては、財務規則上の根拠規定の記載を省 略しておりました。当該決裁文書には、「松浦市財務規則第86条 第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」の文言を追加 しました。今後は根拠法を確認し、決裁文書に記載いたします。

## (生涯学習課)

1者(特命)随意契約を行う場合の、財務規則上の根拠規定を追 記いたしました。今後、当該規定を記載するよう職員に指導いた しました。

#### (消防本部及び消防署)

指摘があった1者(特命)随意契約を行う場合につきましては、財 務規則上の根拠規定を記載しました。今後は、1人の者から見積 書を徴することをもって足りるものとする旨を記載するよう周知徹 底を行いました。

ケ 1者随意契約の契約手続で、相手方から見積書を徴していな (教育総務課・学校教育課・教育委員会福島分室) いものがあったが、見積書を徴さない場合においては、その理由 と財務規則上の根拠規定を実施伺に明記されたい。

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

ご指摘のことにつきましては、見積書を徴さない理由及び財務規 則上の根拠規定を実施伺に記載する処理を行いました。また、見 積書を徴すべき業務であったものについては、今後見積書を徴 するように周知徹底いたしました。

#### (生涯学習課)

今後、当該理由と財務規則上の根拠規定を実施伺に記載するよ う職員に指導いたしました。

コ 決裁者が市長又は副市長の委託契約における実施伺及び契 会計事務の手引きを再確認し、適正な処理を行うよう職員に周知 |約締結伺において、財政係に合議していないものがあった。会計 |しました。決裁の際のチェック体制も強化し、今後は、同様の指摘 事務の手引きに基づき処理されたい。

(地域経済活性課)

を受けることがないよう適正な事務処理を行います。

サ 会計事務の手引きにおいて、委託契約については実施の伺 と見積徴取の伺を併せて起案できると記載されている。賃貸借契 約にかかる事務においては現時点で明記されたものはないた め、適正な事務手続きをとられたい。

(教育総務課·生涯学習課·教育委員会福島分室)

シ 業者選定伺及び見積徴取伺がないもの、見積結果報告書を 作成していないものがあった。

(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課)

(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指 導いたしました。

#### (地域経済活性課)

指摘のあった事項については、今後、業者選定及び見積徴収伺 を作成し適正に処理いたします。

### (教育総務課・学校教育課)

ご指摘のことにつきましては、業者選定伺、見積徴取伺を作成す ること、見積結果報告書を提出することを確認し、今後は適正な 事務を行うように周知徹底いたしました。

#### (生涯学習課)

今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指 導いたしました。

が行われていないものがあった。(学校教育課)

ス 契約書が複数枚になるにもかかわらず、袋綴じや契印の処理 契約書が複数枚になるものについて、袋綴じや契印の処理を行う ことを確認し、今後は適正な事務を行うよう周知徹底しました。

セ 委託業務及び修繕契約において、契約書の不要条文の削除 (地域経済活性課) が適正になされていないものがあった。

(地域経済活性課・生涯学習課)

契約書において、押印のみで不要条文の削除事項の記載が漏 れておりました。職員への指導とともに、決裁の際のチェック体制 も強化し、今後は、同様の指摘を受けることがないよう適正な事務 処理を行います。

#### (生涯学習課)

契約書の不要条文の削除を失念しておりました。当該削除を行 いました。今後、当該削除を失念しないよう職員に指導いたしまし

ソ 委託業務において、契約書に定められている工程表の提出 がないものがあった。(地域経済活性課)

工程表の提出にかかる条文については、契約書から削除するとこ ろを漏れておりました。今後は確認体制を強化し、同じような誤り のないよう適正な事務処理を行います。

タ 委託業務において、契約書に定められている実績報告書の 提出がないもの、完了報告書の提出がないものがあった。また、 があった。

(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課)

#### (地域経済活性課)

指摘のあった委託業務については、点検結果を別に保存し、今 契約書に定められている期間内に実績報告書の提出がないもの回の監査報告に提出が漏れておりました。実績報告はあっても完 了報告書の提出がないものもありました。令和4年度は実績報告 とともに完了報告書を提出いただきました。期間内の実績報告書 の提出についても、委託先に指導し適正な事務処理を行いま す。

## (教育総務課・学校教育課)

ご指摘のことにつきましては、契約書に定められている実施報告 書、完了報告書、期間内の実績報告書の提出を求めるように周 知徹底いたしました。

チ 心臓検診業務及び腎臓検診業務委託において、契約日が 契約締結伺起案日及び決裁日より前の日付となっていた。 (学校教育課)

ご指摘のことにつきましては、今後契約日が契約締結伺起案日 及び決裁日より前にならない様、適正な事務を行うように周知徹 底しました。

ツ 検査調書において、業務委託料の金額を誤っているものが あった。(地域経済活性課)

令和4年度については、指摘があった検査調書の業務委託料の 金額に誤りがないようチェックを行い、適正な処理を行いました。 今後は、同様の指摘を受けないよう適正な事務処理を行います。

テ 完成確認前に請求書を受理しているものがあった。 (生涯学習課)

請求書に完成確認目を誤って記載しておりました。今後、記載ミ スがないよう職員に指導いたしました。

#### 【検討事項】

イ プレミアム付商品券事業預り金(換金資金)の管理契約につ いて、委託料で支出をしていたが、管理だけではなく、商品券の 換金用資金として使用しているため、性質的に委託ではないと思は、補助金で支出する方向で検討いたします。 われる。支出科目も含め事務手続きについて整理されたい。 (地域経済活性課)

指摘があったことについて、他市の状況を確認し補助金で支出 している自治体があったため、今後同様の事業を実施する場合

#### 5. 公印・金券等保管状況について

#### 【指摘事項】

ア 松浦市教育委員会公印規則別表第1で、教育委員会各課長 印の保管者は各課長と定められているが、教育総務課で保管さ れていた

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化財課)

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化財課) ご指摘を受け、各課長において保管することに改めました。

## 【個別i事項】

(1)行政財産使用許可関係

## 【指摘事項】

前回の定期監査においても指摘をしていたが、減免申請書の提 出がないにもかかわらず使用料を減免しているものがあった。 (地域経済活性課·生涯学習課)

#### (地域経済活性課)

前回のご指摘の際に、使用料免除の申請の際の減免申請書の 提出について、職員には周知していましたが改善されていません でした。今後はチェック体制を強化し、書類不備を確認するように いたします。

#### (生涯学習課)

前回のご指摘を受け、職員に指導しておりましたが、徹底されて おりませんでした。令和5年度分の行政財産使用許可申請書の 受理におきまして、減免申請の有無について上司がしっかり確認 し、減免申請のない案件について減免しないよう再度職員に指 導いたします。

#### 【指導事項】

ア 市役所内他課からの申請において、使用許可ではなく使用 承諾として取扱っているものがあったが、使用許可で対応された い。(地域経済活性課)

指摘の事項については職員に指導し、今後は使用許可として取 り扱い対応いたします。

イ 使用料徴収の算定根拠等(免除の場合も含む)が決裁文書に 表記されていないものがあった。

(地域経済活性課)

指摘がありました使用料聴取の算定根拠等につきましては、決裁 文書に表記いたしました。今後は、同様の指摘を受けないよう適 正な事務処理を行います。

## (3)財政援助団体に関する監査

## 【指導事項】

収支決算書の支出の部において、補助対象経費として支払手数 料が計上されていたが、その一部に補助対象外のものが含まれ ていた。(地域経済活性課)

補助の対象外の事業に係る支払手数料については、補助対象 経費に含めることがないよう該当団体に指導いたしました。今後も 適正な事務の執行に努めていただくとともに、担当課としても指 導してまいります。